

新	旧	備考
<p data-bbox="255 185 792 264">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p data-bbox="479 331 954 408">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00074 最終改正 平成 21 年 <u>3月 25 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="109 475 954 938">この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第 1 条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち 2 年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から 2 年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の 10% 以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から 2 年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="517 1007 546 1034">記</p> <p data-bbox="118 1106 327 1129">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="143 1153 954 1369">(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない技術提供契約等については、原則として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した技術提供契約等につ</p>	<p data-bbox="1122 185 1659 264">貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について</p> <p data-bbox="1359 331 1823 408">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00074 最終改正 平成 21 年 2 月 2 日 一部改正</p> <p data-bbox="981 475 1825 938">この規程は、「貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書」（以下「特約書」という。）により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、特約書第 3 条の保険契約締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準は、下記によるものとする。ただし、特約書第 1 条の技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「技術提供契約等」という。）のうち 2 年未満案件（対価又は代金の決済が起算点から 2 年未満までに行われる技術提供契約等（対価又は代金の 10% 以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から 2 年以上経過して行われるものを含む。）をいう。）に限り適用するものとする。</p> <p data-bbox="1384 1007 1413 1034">記</p> <p data-bbox="987 1106 1196 1129">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="1012 1153 1823 1369">(1) 国際的取決め等に基づく基準に適合しない技術提供契約等については、原則として保険契約を締結しない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00060）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した技術提供契約等に</p>	

<p>いては、この限りではない。</p> <p>(2)から(11) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p><u>附 則〔平成 21 年 3 月 25 日〕</u></p> <p><u>この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。</u></p> <p>別紙 1 以下 (略)</p>	<p>ついては、この限りではない。</p> <p>(2)から(11) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>別紙 1 以下 (略)</p>	
---	---	--